

## 2024年度 はおとの森こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次の通りです。

### (1) 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 幸
事業者の所在地	姫路市大津区吉美780番地
代表者氏名	理事長 金治 ゆかり
事業者の連絡先	079(274)7530

### (2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	はおとの森こども園							
所在地	揖保郡太子町上太田 923-1							
連絡先	(電話番号) 079-276-6210 (FAX 番号) 079-276-6212							
園長名	楯 佳子							
開設年月日	平成28年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号				6人	7人	7人	20人
	2号・3号	6人	6人	12人	12人	12人	12人	60人
	合計	6人	6人	12人	18人	19人	19人	80人
当園の基本理念・方針	<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり一人の違いや個性を認め合いながら共に育ち、共に学んでいくことができる、インクルーシブ保育・教育を実践します。</li><li>・ひとり一人の子どもの発達特性や課題に留意しながら、個々が持つ可能性を最大限に引き出し、生涯にわたる人格形成の基礎を培っていきます。</li><li>・地域の子育て支援拠点として積極的な事業展開を行い、地域に開かれた施設を目指します。</li></ul> <p>【保育方針】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. “みんな違って、みんないい” を合言葉に、ひとり一人の個性や可能性が尊重される保育・教育を実践します。</li><li>2. 五感を総動員して、乳幼児期にしっかり“根っこ”を伸ばします。</li></ol>							

	<p>3. 遊びを通して、こども自身が“わかった”“できた”という経験を積み重ね、“学び”の芽生えを育てていきます。</p> <p>4. “四つの手立て”がしっかりと実践できる保育・教育を目指します。</p> <p>5. 子育てのパートナーとして、保護者が安心して子育てできるように、身近で気軽な相談場所として、育児やこどもの発達など様々な相談に対応します。</p>
--	---

### (3) 主な設備等の概要

敷地	敷地全体	2629.68 m <sup>2</sup>		
	園庭	745.93 m <sup>2</sup>		
建物	構造	鉄骨造2階建て 耐火建築物		
	延べ面積	1129.75 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	1室	調理室	1室
	ほふく室	1室	保健(医務)室	1室
	保育室	4室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	職員室	1室
	遊戯室	1室	相談室	2室

### (4) 職員体制

職種	職務の内容	常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令遵守させるため必要な指揮命令を行う。園運営を円滑に行い対外的な業務及び教育・保育の質の確保を図るための研修等職員の資質向上に取り組む。	1人
副園長	園長の代行業務を行い、会議の進行や保護者対応を担う。また、衛生・安全管理や人材の確保・運営の見直し等、現場と園長の間を繋いで円滑な園運営に取り組む。	1人
主任保育士	全体のクラス運営の把握や保育士の指導、保育内容等について総括する。また保護者等に対する子育て支援を行う。	1人

保 育 士	園児への保育業務等行うとともに、保護者との連絡調整や保育環境の整備を行う。	8人以上
調 理 員	給食調理業務、献立表の作成整理、調理器具等整備保管等を行う。	1人以上
事 務 職 員	園の運営管理に必要な事務処理及び経理処理等を行う。	1人
そ の 他	当園が実施する事業に必要な職員を別途配置する。	

(5) 教育・保育を提供する日

【1号認定のこども（教育標準時間認定）】

開 園 日	月曜日から金曜日まで
教 育 時 間	8：30～14：30
預 かり 保 育	平日 14：30～18：00
休 業 日	土曜日、日曜日、祝日
	夏季休暇 令和6年8月5日から8月18日（14日間）
	冬季休暇 令和6年12月25日から7年1月5日（12日間）
	春季休暇 令和7年3月24日から4月4日（12日間）

【2号・3号認定のこども（保育標準時間及び保育短時間認定）】

開 園 日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	7：00～18：00（11時間）
	保育短時間	8：30～16：30（8時間）
延 長 保 育	保育標準時間	18：00～19：00
	保育短時間	7：00～ 8：30
		16：30～19：00
開 所 時 間	7：00～18：00（延長保育19：00まで）	
休 業 日	日曜日、祝日	
	年末年始 令和6年12月29日から令和7年1月5日	

(6) 利用料等及び支払方法

① 利 用 者 負 担 （月額保育料）	1号・2号認定の幼児は保育料無償 3号認定の乳児は、認定区分ごとに居住する市町村が定める保育料		
② 教 育 活 動 費	3 歳 児	月額 800 円	リトミック、体操指導等講師料等

② 教育活動費	4 歳 児	月額 2,300 円	リズムジャンプ・体操・英会話 ・ワーク等外部講師料等
② 教育活動費	5 歳 児	月額 2,800 円	リズムジャンプ・体操・英会話 ・ワーク等外部講師料等
サンスイミング代	4. 5歳児	月額 3,080 円	本科生は事務手数料 220 円のみ
③ 絵 本 代	月額 460 円		
④ 給 食 費	副食費 1号認定	月額 5,000 円	
	2号認定	月額 6,000 円 (おやつ代含む)	
	主食代 1号・2号認定	月額 500 円	
⑤・土曜保育 ・一時預かり ・延長保育等に 関する利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜保育</li> <li>土曜保育利用給食費 日額 325 円 (おやつ代含む)</li> <li>・一時預かり</li> <li>(1号認定の時間外利用)</li> <li>14:30~18:00 30分 100円</li> <li>15:00以降は、おやつ代 50円</li> <li>(緊急一時預かり)</li> <li>3歳未満児 日額 2,800円 (食費含む)</li> <li>3歳以上児 日額 2,600円 (食費含む)</li> <li>・延長保育</li> <li>保育標準時間認定 月額 3,000円</li> <li>保育短時間認定 月額 3,500円</li> </ul>		
利用料の納入方法	上記費用の納入は、口座振替をご利用下さい (口座引き落としは毎月 27 日)。 <u>ただし、卒退園される場合は、卒退園する月の 20 日に 2 か月分 (前月分と当月分) の保育料を現金で納入していただきますので、ご了承下さい。</u>		
⑥ 実 費 徴 収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母会費 月額 500 円</li> <li>・制服代 (上着、体操服、帽子等)、教材代</li> </ul>		

#### (7) 提供する教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。

- ① 延長保育事業の実施
- ② 一時預かり事業の実施
- ③ 地域活動事業の実施
- ④ 3歳以上児への主食の提供

(8) 食事提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

こどもの年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午 前 間 食	昼 食	午 後 間 食
0 歳児から 2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
3 歳 児		11 時 30 分頃	15 時頃
4 歳 児		12 時頃	15 時頃
5 歳 児		12 時頃	15 時頃

③ アレルギー対応について

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談下さい。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応します。

(9) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利 用 の 決 定	【1号認定】 ・当園の運営規程に定めた選考方法による 【2号・3号認定】 ・市町の利用調整による
利 用 の 終 了	・保護者から退園の申出があった場合 ・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・利用継続が不可能であると市町が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利 用 に あ た っ て の 留 意 事 項	・利用乳幼児に対して、安全で適切な教育・保育を行って いくために、利用乳幼児の成育歴、家庭環境や健康状態 等必要な情報について確認させていただきます。 ・感染症にかかった場合は登園できません。感染症が治癒 して登園する場合は、医師の許可が出た日付で「登園 届」を提出して下さい。「登園届」は太子町保育協会 で統一しています。

利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与薬は、現在かかっている病気に対して医師から処方されたお薬のみ受け付けます。</li> <li>ただし、飲ませる時間が決まっていない薬や座薬は、原則お預かりしません。</li> <li>・その他の留意事項については、入園のしおりをご覧ください。</li> </ul>
--------------	---

#### (10) 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### ①内科

医療機関の名称	野村医院
医師名	山本 創
所在地	揖保郡太子町東保134-1
電話番号	079-276-0322

##### ②歯科

医療機関の名称	岩崎歯科医院
歯科医師名	岩崎 邦行
所在地	揖保郡太子町馬場283-1
電話番号	079-276-3922

##### ③眼科

医療機関の名称	松浦眼科医院
医師名	松浦 雅史
所在地	揖保郡太子町東保20-4
電話番号	079-276-0010

##### ④耳鼻科

医療機関の名称	たけきだ耳鼻咽喉科クリニック
医師名	武木田 誠一
所在地	揖保郡太子町沖代162-1
電話番号	079-275-1133

#### (11) 緊急時における対応方法

当園は、教育・保育の提供を行っている時に、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該園児の保護者に連絡をするとともに、園医又は保護者が指定する医療機関に相談、連絡など必要な措置を講じます。

### (12) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画や自然災害発生時における業務継続計画等により対応します。
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯
緊急時の連絡手段	緊急メール・たいし安全安心ネット配信等による

### (13) 虐待等の防止のための措置に関する事項

当園は、利用園児の人権擁護と虐待防止を図るため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会を設置し、虐待防止に向けて必要な体制整備を行います。
- ② 職員の人権意識や専門的な知識・技術の向上を図るために、定期的な職員研修やセルフチェック等を実施します。

### (14) 要望・苦情等に係る相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口 連絡先	・苦情受付担当者 副園長 松本 麻美 主任保育士 松尾 理絵子 ・苦情解決責任者 園長 楯 佳子 (連絡先) 079(276)6210	
第三者委員	井上 昭三	電話番号 090(9544)8488 前)南大津公民館館長
	松本 暁男	電話番号 079(272)2404 当法人監事

### (15) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	社会福祉施設総合損害補償(保育所の損害補償)
保険の内容	賠償補償、傷害事故補償
保険会社	全国社会福祉協議会

### (16) 個人情報の取り扱い

当園での教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 : はおとの森こども園

説明者名 : (職名) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいてはおとの森こども園の利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

児童との続柄 :

児童 氏名 : \_\_\_\_\_

児童 氏名 : \_\_\_\_\_

児童 氏名 : \_\_\_\_\_

事業者 住所 : 姫路市大津区吉美780番地

名称 : 社会福祉法人 幸

代表者 : 理事長 金治 ゆかり 印